

藤沢市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

制定 令和6.4.1 議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、藤沢市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、請負状況等報告書（第1号様式）により次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に対し、

訂正届（第2号様式）により当該訂正の内容を届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による報告をすべき期限が、藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告の一覧の作成及び公表等）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の保存）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

藤沢市議会議長

藤沢市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	前年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第 2 号様式（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

藤沢市議会議長

藤沢市議会議員

訂正届

藤沢市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由